

中長期目標策定に当たって

令和4年10月
科学技術・学術政策局
科学技術・学術戦略官(制度改革・調査担当)付

文部科学省国立研究開発法人審議会(以下、研発審という。)では中長期目標も含めた国立研究開発法人の在り方について幅広く議論がなされてきたところである。また、第6期科学技術・イノベーション基本計画等においては、国立研究開発法人の中長期目標に位置づけるべき事項について記載されている。次期中長期目標の検討に当たっては、これら閣議決定文書等を参照し、留意いただきたい。

1. 第6期科学技術・イノベーション基本計画

① 総合知の活用について

法人のミッションや特徴を踏まえつつ、総合知を積極的に活用する旨、目標の中に位置づける。

○第6期科学技術・イノベーション基本計画(令和3年3月26日閣議決定)(抄)

第1章 基本的な考え方

2. 「科学技術・イノベーション政策」としての第6期基本計画

(2) 25年ぶりの科学技術基本法の本格的な改正

(略) 今後は、人文・社会科学の厚みのある「知」の蓄積を図るとともに、自然科学の「知」との融合による、人間や社会の総合的理解と課題解決に資する「総合知」の創出・活用がますます重要となる。科学技術・イノベーション政策自体も、人文・社会科学の真価である価値発見的な視座を取り込むことによって、社会へのソリューションを提供するものへと進化することが必要である。

第2章 Society 5.0の実現に向けた科学技術・イノベーション政策

1. 国民の安全と安心を確保する持続可能で強靱な社会への変革

(6) 様々な社会課題を解決するための研究開発・社会実装の推進と総合知の活用

(c) 具体的な取組

① 総合知を活用した未来社会像とエビデンスに基づく国家戦略の策定・推進

○未来社会像を具体化し、政策を立案・推進する際には、人文・社会科学と自然科学の融合による総合知を活用し、一つの方向性に決め打ちをするのではなく、複線シナリオや新技術の選択肢を持ち、常に検証しながら進めていく必要がある。公募型研究事業の制度設計も含む科学技術・イノベーション政策の検討・策定の段階から検証に至るまで、人文・社会科学系の知見を有する研究者、研究機関等の参画を得る体制を構築する。あわせて、各研究開発法人は、それぞれのミッションや特徴を踏まえつつ、中長期目標の改定において、総合知を積極的に活用する旨、目標の中に位置づける。 【科技、関係府省】

② データポリシーの策定について

データポリシーを策定するとともに、機関リポジトリへの研究データの収載、メタデータの付与を進め、公募型研究資金の新規公募におけるデータマネジメントプランの導入等、研究データの管理・利活用について目標の中に位置づける。

○第6期科学技術・イノベーション基本計画(令和3年3月26日閣議決定)(抄)

2. 知のフロンティアを開拓し価値創造の源泉となる研究力の強化

(2) 新たな研究システムの構築 (オープンサイエンスとデータ駆動型研究等の推進)

(b) あるべき姿とその実現に向けた方向性

【科学技術・イノベーション政策において目指す主要な数値目標】(主要指標)
・機関リポジトリを有する全ての大学・大学共同利用機関法人・国立研究開発法人において、2025年までに、データポリシーの策定率が100%になる。公募型の研究資金の新規公募分において、2023年度までに、データマネジメントプラン(DMP)及びこれと連動したメタデータの付与を行う仕組みの導入率が100%になる。

(c) 具体的な取組

①信頼性のある研究データの適切な管理・利活用促進のための環境整備

○公的資金により得られた研究データの機関における管理・利活用を図るため、大学、大学共同利用機関法人、国立研究開発法人等の研究開発を行う機関は、データポリシーの策定を行うとともに、機関リポジトリへの研究データの収載を進める。あわせて、研究データ基盤システム上で検索可能とするため、研究データへのメタデータの付与を進める。 【科技、文、関係府省】

○研究データの管理・利活用に関する取組を更に促す観点から、2022年までに、これらの取組の状況を、研究者、プログラム、機関等の評価体系に導入する。 【科技、関係府省】

2. 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律

「人材活用等に関する方針」を作成し、この方針に基づいて法人内の人材確保・育成を行う旨目標に盛り込む。

○科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)(抄)

第二十四条 研究開発法人は、内閣総理大臣の定める基準に即して、その研究開発等の推進のための基盤の強化のうち人材の活用等に係るものに関する方針(以下この条において「人材活用等に関する方針」という。)を作成しなければならない。

2・3 略

4 研究開発法人は、人材活用等に関する方針に基づき、その人材の活用等に係る研究開発等の推進のための基盤の強化を図るものとする。

5 略

3. 独立行政法人の目標の策定に関する指針等

① 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」を踏まえた対応について

情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に掲げられた取組と整合するように目標を定める。

○独立行政法人の目標の策定に関する指針(令和4年3月2日改定)(抜粋)

II 中期目標管理法人の目標について

5 通則法第29条第2項第3号「業務運営の効率化に関する事項」における目標の立て方について

(3) 以上の考え方に基づき、具体的には、次の事項について定める。

② 業務の電子化に関する目標

国民・事業者の負担の軽減・利便性の向上等を目指したデジタル・ガバメント推進の取組の一環として、手続のオンライン利用の促進、行政情報の電子的提供・オープンデータの推進、電子決裁の推進、情報システムに係る調達の改善等について、具体的かつ明確に目標を定める。情報システムの整備及び管理については、デジタル技術の的確な利活用により利用者の利便性の向上や法人の業務運営の効率化が実現されるよう、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に掲げられた取組と整合するように目標を定める。

② 独立行政法人の業務管理及び内部管理について(令和4年4月8日独立行政法人評価制度委員会決定)

「独立行政法人評価制度の運用に関する基本的考え方」(令和4年4月8日独立行政法人評価制度委員会決定)に基づく「基本的な文書」として、独立行政法人の業務管理及び内部管理の共通的な方向性について取りまとめた「独立行政法人の業務管理及び内部管理について(令和4年4月8日独立行政法人評価制度委員会決定)」に記載の点について留意する。

③ 困難度の設定等について

評定基準に困難度が導入され、困難度が高い目標が達成されたときには、所期の目標を上回る成果を上げた場合の評定である「A」以上の評定となるように変更されたため、その導入についても検討ありたい。

なお、政策体系図及び法人の業務や目標との関係を明らかにした資料については中長期目標に添付し、評価軸については開発審の意見を踏まえて設定することとされていることから、いずれも開発審の意見を聴く必要がある点についても、

あわせて留意する。

○「独立行政法人の目標の策定に関する指針」及び「独立行政法人の評価に関する指針」の改定について(ポイント)(平成31年3月12日総務省行政管理局)(抜粋)

I. 「独立行政法人の目標の策定に関する指針」の変更の内容

(3) 重要度、困難度の設定の考え方の明示

目標の重要度等については、法人の使命や法人の現状・直面する課題の分析、法人を取り巻く環境変化の分析に基づき設定することとする。なお、「優先度」については、「重要度」に一本化する等の観点から廃止、また、「難易度」については、困難さの程度を表すものとして「困難度」と名称を改める。

II. 「独立行政法人の評価に関する指針」の変更の内容

(4) 評価基準(各評語(S、A、B、C、D)への当てはめの考え方)の見直し

目標策定指針の見直しにより、困難度(従来の「難易度」)が法人の現状等の分析に基づき、より合理的に付されることとなることに伴い、より難度の高い目標が設定され、それが達成されることを推進する観点から、評価基準に困難度の視点を導入し、困難度が高い目標が達成されたときには、所期の目標を上回る成果を上げた場合の評価である「A」以上の評価となるようにした。

また、現行指針では、目標で難易度が高いとされていた項目に限り、評価の一段階引き上げを考慮するとされているところ、評価の時点で目標水準の達成の難易度が判明する場合もあることから、評価の時点で、達成が困難なものであったことが判明した項目についても評価の一段階引き上げを考慮することとする一方、目標で困難度が高いとされた項目であっても、評価の時点で達成が困難なものではなかったことが判明した場合には、評価の一段階引き上げを認めず、困難度が高くない場合と同等の評価とするよう調整することとする。

○独立行政法人の評価に関する指針(令和4年3月2日改定)(抜粋)

III 国立研究開発法人の評価に関する事項

7 項目別評価及び総合評価の方法、評価区分

(1) 年度評価

① 項目別評価

ii 項目別評価の留意事項

イ 目標で設定された困難度の高い項目に限り、評価を一段階引き上げることを考慮する。ただし、評価を引き上げる場合は、評価を引き上げるにふさわしいとした根拠について、具体的かつ明確に記述するものとする。

ウ 目標策定の時点では困難度を設定していなかったものの、評価の時点において、目標・計画の達成及び進捗状況の把握の結果、困難度が高いものと認められる場合は、評価を一段階引き上げることについて考慮する。評価を引き

上げる場合は、困難度が高いとする合理的な根拠及び評定を引き上げるにふさわしいとした根拠について、具体的かつ明確に記述するものとする。一方、評価の時点において、目標・計画の達成及び進捗状況の把握の結果、当初想定された困難度には当たらないことが判明した場合は、上記イの考慮の対象とはしない。

○独立行政法人の目標の策定に関する指針（令和4年3月2日改定）（抜粋）

III 国立研究開発法人の目標について

2 国の政策体系との関係について

(2) また、国の政策体系において当該法人の業務がどのように位置付けられるかを明らかにした資料（政策体系図など）及び上記①から③までと当該法人の業務や目標との関係を明らかにした資料を中長期目標に添付する。

5 通則法第35条の4第2項第2号「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」における目標の立て方について

(1) 研究開発の事務及び事業に係る目標について

⑤ 「評価軸」の設定

主務大臣は、各国立研究開発法人の役割（ミッション）、それぞれの目標に応じ、国立研究開発法人、研究開発に関する審議会の意見等を踏まえ、目標策定時に適切な評価軸を設定し、法人に提示する。

ここで言う評価軸とは、例えば、科学的・技術的観点、社会的・経済的観点、国際的観点、時間的観点、妥当性の観点、マネジメントの観点、政策的観点等を踏まえて設定されるものであり、研究開発の事務及び事業を評価するに際しての重要な視点となるものである。評価に当たっては、それぞれの目標に応じて設定した評価軸を基本として評価する。その際、定性的な観点、定量的な観定の双方を適切に勘案して評価することが重要である。

また、それぞれの目標等について考えられる評価軸を網羅的に挙げて、それらを全て評価軸として設定することに重点を置くのではなく、むしろ、それぞれの研究段階、研究特性、研究方法等を踏まえて、評価軸の重み付けを行い、評価すべきことをしっかりと評価することを重視して厳選した評価軸を設定することが重要である。また、評価軸は、科学技術イノベーション政策等の国の諸政策の推進の観点とも適切に整合性が図られたものとすることに留意する。

4. 研究審での指摘事項

第3期国立研究開発法人審議会における目標設定に関する指摘は以下の通り。

目標設定の際には必要に応じて以下の点について検討ありたい。

○文部科学省国立研究開発法人審議会(第3期)における指摘事項について
(令和3年3月29日)(抜粋)

- ・ 独法評価指針の改定により、法人が目標達成に対する困難度を設定し、仮に目標が達成できなくてもその困難度に応じて良い評価をつけられるようになったことを考慮すると、研究成果の最大化につなげていく観点から、各法人はより高い目標設定にチャレンジしていただきたい。また、開発審等の審議においても、その点を十分考慮した評価を実施することが重要。

- ・ 各法人が同一の評価項目について高い自己評価を継続して付した場合（例えば、S評価が数年続く場合等）、当該項目について、評価軸や中長期目標及び年度目標の策定時と比較すると高い水準の成果が創出されていると考えられる。そのため、評価軸や中長期目標及び年度目標を評価結果に応じて見直し、適切な目標や水準に反映できるよう、審議会及び部会において適切な助言を行うことが必要ではないか。

（一つ上のポツに関連して）法人評価は良いところを更に進展させ、悪いところを改善することが目的である。すなわち、継続して高い自己評価をつけている状態は、法人評価の目的が理解されていないと考えるべきである。自ら改善すべき点はどこかという思考・検討を放棄していることになる。これは組織内の向上心を削ぐことになりかねない。このような趣旨を明文化する必要がある。

- ・ 中長期目標の記述において、研究開発テーマの「目標」が不明確な記述がよく見受けられるため、「目標」の定義を共有し、明確に記述するよう改善してはどうか。「目標」とは「目指す姿」、「達成レベル」等だと思われる。

例1：曖昧な例 ○○現象の研究を行う
 良い例 ○○現象の根本原理の解明を目指す

例2：曖昧な例 ○○において先端的な研究開発を行う
 良い例 ○○において、副作用の少ない○○治療薬を開発する
 ○○において、世界最高レベルの○○性能を有する○○を開発する

尚、中長期目標の記述は文章になっており、何が目標なのか理解しにくい面もあるため、研究開発テーマごとに目標を記述する一覧表を「別紙」として簡潔にまとめてはどうか。

- ・ 研究開発成果の最大化に向け、外部機関との連携を法人ミッションで明示することが重要ではないか。